



報道発表資料

山形労働局 —YAMAGATA LABOUR BUREAU—

山形労働局発表
平成28年10月20日

担当	山形労働局 労働基準部 監督課 監督課長 石澤 敏昭 専門監督官 阿久津拓也 電話 023-624-8222
----	---

11月は「過労死等防止啓発月間」です。

～ 過重労働解消キャンペーンや過労死等防止対策推進シンポジウムなどを実施 ～

厚生労働省では、11月を「過労死等防止啓発月間」と定め、過労死等をなくすためにキャンペーンやシンポジウムなどの取組を行うとともに、重点監督を実施します。

今年6月に閣議決定された『日本再興戦略』2016―第4次産業革命に向けて―においては、働き方改革の実行実現の取組の1つとして「長時間労働の是正」が盛り込まれ、昨年に引き続き、「働き過ぎ防止の取組強化」が重要施策の1つとなっているほか、平成26年11月に施行された「過労死等防止対策推進法」に基づき、昨年7月に「過労死等の防止のための対策に関する大綱」が閣議決定されるなど、長時間労働対策の強化が喫緊の課題となっていることから、長時間労働削減に向けた取組を推進していきます。

別紙に示す「過重労働解消キャンペーン」の実施に先立ち、山形労働局（局長：相浦 亮司）では、下記日程により労使団体を労働局長が訪問し、直接『長時間労働削減をはじめとする「働き方改革」に向けた取組に関する要請』を行います。

なお、月間中は、下記日程により「過労死等防止対策推進シンポジウム」も開催します。

記

1 長時間労働削減をはじめとする「働き方改革」に向けた取組に関する要請

- 日時 ①平成28年10月25日（火） 午前9時30分～
②平成28年10月25日（火） 午前11時30分～

- 場所 ①一般社団法人山形県経営者協会
(山形市香澄町3-2-1 山交ビル8階)
②日本労働組合総連合会山形県連合会

(山形市木の実町 12-37 大手門パルズ内)

※ このほか経営者団体や労働組合等関係先にも要請を行うこととしている。

2 過労死等防止対策推進シンポジウム

日時 平成 28 年 11 月 12 日 (水) 15:00~17:00

場所 山形県 J A ビル 大会議室 A・B

(山形市七日町 3-1-16)

※ URL : <https://www.p-unique.co.jp/karoushiboushisympo>

取材を希望される報道機関におかれましては、予め担当までご一報願います。

山形労働局労働基準部監督課

【担 当】 阿久津・石沢

電話 023-624-8222

平成 28 年度過重労働解消キャンペーンの概要

1 実施期間

平成 28 年 11 月 1 日（火）から 11 月 30 日（水）までの 1 か月間

2 具体的な取組

(1) 労使の主体的な取組を促します

キャンペーンの実施に先立ち、山形労働局長が、使用者団体や労働組合に対し、長時間労働削減に向けた取組に関する周知・啓発などの実施について、協力要請を行い、労使の主体的な取組を促します。

(2) 重点監督を実施します

監督の対象とする事業場等

ア 長時間にわたる過重な労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場等に対して、重点監督を実施します。

イ 労働基準監督署及びハローワークに寄せられた相談等を端緒に、離職率が極端に高いなど若者の「使い捨て」が疑われる企業等を把握し、重点監督を実施します。

※ 監督指導の結果、法違反の是正が図られない場合は、是正が認められるまで、ハローワークにおける職業紹介の対象としません。

(3) 電話相談を実施します

フリーダイヤルによる全国一斉の「過重労働解消相談ダイヤル」を実施し、都道府県労働局の担当官が、相談に対する指導・助言を行います。

フリーダイヤル なくしましろう 長い残業

0 1 2 0 - 7 9 4 - 7 1 3

平成 28 年 11 月 6 日（日） 9 : 00 ~ 17 : 00

※ 「過重労働解消相談ダイヤル」以外にも、相談や情報提供を受け付けます。

ア 最寄りの都道府県労働局または労働基準監督署（開庁時間 平日 8 : 30 ~ 17 : 15）

イ 労働条件相談ほっとライン【委託事業】

平日夜間・土日に、誰でも労働条件に関して、無料で相談を受け付けています。

フリーダイヤル はい！ 労働

0 1 2 0 - 8 1 1 - 6 1 0

月・火・木・金 17 : 00 ~ 22 : 00、土・日 10 : 00 ~ 17 : 00

URL:<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000088143.html>

ウ 労働基準関係情報メール窓口

労働基準法等の問題がある事業場に関する情報を受け付けています。

URL:http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudouki_jun/mail_madoguchi.html

(4) 周知・啓発を実施します

使用者等へのリーフレットの配布、広報誌、ホームページの活用により、キャンペーンの趣旨などについて広く国民に周知を図ります。